

福島市内科・外科・泌尿器科医師研究資金

福島市は市外の医療機関等から転入され、福島市の救急医療に貢献していただけるかたを応援します。

概要

- ◆ 福島市では、福島市外から転入され、新たに福島市救急医療病院群輪番制病院の内科・外科・泌尿器科の医師としてその診療に従事されるかたへ研究に必要な資金（３００万円）を貸与します。
- ◆ 所定の条件を満たしますと、貸し付けした資金の全額について返還を免除します。

【対象者】

次のいずれにも該当する医師のかたが対象となります。

- ・福島市外の医療機関等から転入されたかた
- ・転入に伴い新たに福島市救急医療病院群輪番制病院（協力病院は除く）において、内科・外科・泌尿器科の医師としてその診療に従事されるかた

※次のいずれかに該当する医師のかたは対象外となります。

- 1 非常勤のかた
- 2 臨床研修中のかた
- 3 福島県等から医師研究資金等の貸与を受け、その返還が済んでいないかた
- 4 福島県等から医師修学、医師研修資金等の貸与を受け、その返還が済んでいないかた
- 5 その他の勤務を返還免除条件とした資金の貸与を受け、その返還が済んでいないかた

【貸与額】

３００万円

【貸与方法】

貸与決定後、貸与額は一括で貸与者名義の口座に振り込みます。

【返 還】

次のいずれかに該当した場合、貸与を受けた研究資金の総額の返還及びその利息の支払いが必要となります。

○福島市と被貸与者が締結した研究資金の貸与に関する契約が次の事由で解除された場合

- 1 研究資金の貸与を受けることを辞退した場合
- 2 研究資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合

○福島市救急医療病院群輪番制病院の内科・外科・泌尿器科の医師として診療を行わなくなった場合（ただし、「返還免除」に該当する場合は返還が免除されます。）

※当該貸付金は返還免除時に免除額の一部が所得と見なされ、課税される場合があります。詳しくは、お近くの税務署にてご相談ください。

〔返還免除〕

内科・外科・泌尿器科の医師としてその診療に従事した期間が3年を経過した場合、貸与を受けた研究資金の全額の返還が免除されます。

〔申請方法〕

以下の書類を下記申請先まで郵送又は持参してください。

- 1 特定診療科医師研究資金貸与申請書（様式第1号）
- 2 輪番病院特定診療科診療従事証明書（様式第2号）
- 3 医師免許証の写し
- 4 市外の医療機関等から転入したことを証明する書類
- 5 住民票の写し
- 6 履歴書

※ あらかじめ問い合わせ先まで連絡願います。

〔申請上の注意〕

研究資金の貸与を受ける場合、成年者で独立の生計を営み、研究資金の返還及び利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する保証人1名が必要となります。

〔選考方法及び結果通知〕

申請書類及び面接審査により選考し、貸与の可否を書面で申請者に通知します。

〔問い合わせ先〕

福島市保健所保健総務課 地域医療政策室 地域医療係
福島市森合町10-1 電話：024（572）7602

貸付を希望される場合は、事前にお問い合わせください。